

# 役員報酬規程

平成 16 年 3 月 25 日理事会承認

## 総 則

第 1 条 この規定は、社団法人建築設備技術者協会「以下「本協会」という。」  
定款第 20 条に基づき本協会の常勤役員に対する報酬の支給について定める。

## 報酬の種類

第 2 条 常勤役員の報酬は、年俸とする。但し、通勤手当は別途支給する。

## 支給日

第 3 条 報酬年額の 1 / 12 を毎月 25 日に支給する。「ただし、当該日が休日」にあたるときは、その前勤務日とする

## 報酬年額

第 4 条 報酬年額は常勤役員に対して、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律「昭和 25 年法第 95 号」第 6 条に定める指定職俸給表適用職員が受ける年間給与が、それぞれ当該に定める額以下で、本協会の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準を鑑み会長が定める。

- 1、会 長 指定職俸給表 6 号
- 2、副 会 長 指定職俸給表 5 号
- 3、専務理事 指定職俸給表 4 号
- 4、常務理事 指定職俸給表 3 号
- 5、理 事 指定職俸給表 2 号

## 補則

第 5 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。